

令和3年度

(令和3年4月～令和4年3月)

第1 普及啓発

1 広報・行事等

リーフレット, ポスター, 県ホームページ

2 事業所等の研修会等での説明

(令和4年3月31日現在)

障害福祉課	大隅地域振興局	大島支庁	計
2	2	0	4

3 事業所等への個別訪問

(令和4年3月31日現在)

障害福祉課	大隅地域振興局	大島支庁	計
106	257	15	378

第2 相談対応

1 障害者くらし安心相談員の配置状況(各1名)

配置先	電話番号	受付時間
障害福祉課	Tel : 099-286-5110 Fax : 099-286-5558	月～金 午前9時～午後4時
大隅地域振興局 地域保健福祉課	Tel : 0994-52-2108 Fax : 0994-52-2120	
大島支庁 地域保健福祉課	Tel : 0997-57-7222 Fax : 0997-57-7251	

2 障害者くらし安心相談員の活動状況

(令和4年3月31日現在)

相談対応	障害福祉課	大隅地域振興局	大島支庁	計
	59	47	3	109
相談 件数	不利益取扱い	4	0	4
	合理的配慮	4	1	6
	その他	51	46	2
対応 回数	251	69	74	394
	不利益取扱い	12	0	12
	合理的配慮	5	2	3
その他	234	67	71	372

3 相談対応の具体的な事例

(1) 不利益取扱いの事例（4件）

ア 福祉サービスの提供（0件）

イ 医療の提供（0件）

ウ 商品の販売及び役務の提供（1件）

No.	相談者					
1	年齢	不明	性別	男	障害種別	—（行政職員）
内容	市町村職員からの相談。車椅子利用者が買い物に訪れた際、店舗に車椅子の設置がなく、店員の対応にも不満があるとの相談が市町村に寄せられたのだが、県に対応をお願いしたい。					
対応	この相談については、まず市町村で対応することが可能かどうかを検討するよう伝えた。また、当該店舗へ訪問活動を行い、合理的配慮の提供についての周知啓発を行うよう助言した。					

エ 労働及び雇用（0件）

オ 教育（0件）

カ 公共的施設の利用（0件）

キ 交通機関の利用（1件）

No.	相談者					
2	年齢	不明	性別	女	障害種別	—（相談支援専門員）
内容	あるバス会社に対して低床バスの予約を行ったが、予約不可と言われた。					
対応	当該バス会社では、車両への責任を明確にするため、低床バス毎に運転手を専属にしていることから、低床バスの運行状況は運転手の勤務ローテーション等で運行路線が決められていることを説明し、了解を得た。					

ク 不動産取引（0件）

ケ 情報の提供及び受領（0件）

コ その他（2件）

No.	相談者					
3	年齢	不明	性別	男	障害種別	不明
内容	入所している事業所の職員から、自分だけ自由に買い物を許されないなどの不当な差別を受けている。					
対応	話を傾聴し、担当の者に改めて話を繋いでおくことを伝えて同意を得た。					

No.	相談者					
4	年齢	50代	性別	男	障害種別	知的障害
内容	利用している障害者基幹相談支援センターの職員から、暴言を吐かれたり馬鹿にされたりしている。					
対応	管轄機関へ連絡し、当該センターへの事実確認を行い、障害に対する理解啓発や今後の対応を考えるよう依頼した。					

(2) 合理的配慮の事例（6件）

ア 福祉サービスの提供（1件）

No.	相談者					
5	年齢	60代	性別	男	障害種別	視覚障害
内容	視覚障害がある議員からの相談。出張の際、妻を同行援護者として公費負担してほしい。					
対応	議会の協議会で公費負担は認められないとの回答があるとおり、それは難しいということ伝えた。同行する事務局員へ配慮を依頼したり、タクシー移動を認めてもらったりするよう助言した。					

イ 医療の提供（0件）

ウ 商品の販売及び役務の提供（0件）

エ 労働及び雇用（1件）

No.	相 談 者					
6	年齢	60代	性別	女	障害種別	身体障害
内容	身体障害を有する再任用教諭からの相談。車での長時間通勤を要する勤務地へ異動となった。障害特性上、長時間の運転は困難であるので、教育委員会へ代わりに相談してほしい。					
対応	教育委員会の相談窓口を紹介し、自身で直接相談するよう助言した。また、その他の相談機関も併せて紹介し、教諭の資格を生かすことができる職場を探す方法について助言した。					

オ 教育（2件）

No.	相 談 者					
7	年齢	不明	性別	女	障害種別	—（家族・親族）
内容	ADHDとアスペルガー症候群を有している高校生の息子について、障害の特性を専門学校に事前に説明していたが、体験入学後、高校を通じて受験を断られたが、これは差別ではないのか。					
対応	この相談内容は、合理的配慮の問題となり、双方で建設的対話を行いながら検討していくことが重要であることを説明した。					

No.	相 談 者					
8	年齢	不明	性別	女	障害種別	—（教員）
内容	身体障害（筋ジストロフィー）を有する児童の担任からの相談。児童の体重増加に伴いトイレでの支援が困難になり、よりよい支援が可能な学校への転校も含めて、保護者等と検討している。保護者は、自身が校内で支援を行うことで同じ小学校への通学を希望をしているが、この申し出を断ることは合理的配慮に反するか。現在、階段移動は昇降機があるが、支援員による補助はない状況である。					
対応	車椅子利用者への支援を再検討した上で、地域の養護学校のコーディネーターへの相談を提案した。					

カ 公共的施設の利用（0件）

キ 交通機関の利用（1件）

No.	相 談 者					
9	年齢	不明	性別	女	障害種別	重複障害
内容	肢体不自由・視覚・言語の重複障害があり、今までバスを利用する際は事前にバス会社とFAXでやり取りをしていたが、最近返事が来なくなった。					
対応	バス会社に照会するため、FAX番号と担当部署を教えてくださいよう依頼した。					
結果	教えてもらったバス会社の担当部署に連絡したところ、既に相談者とFAXでのやりとりが行えているとのことであった。					

ク 不動産取引（0件）

ケ 情報の提供及び受領（1件）

No.	相 談 者					
10	年齢	50代	性別	男	障害種別	知的障害
内容	生活保護の申請について、知的障害のため説明が理解できない部分があったり、毎回職員の説明の内容が変わっているように感じたりと不安である。					
対応	関係自治体に連絡し、相談者の障害特性を伝えた上で、配慮ある対応を行うよう依頼した。					

コ その他（0件）